○国土交通省告示第千三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一項の表笠利ＶＯＲの項中「平成12年９月７日から供用再開」を「平成27年10月15日から平成28年２月３日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

薬師（南上欄に同じ）	上欄にＮ28°26′Ｅ129°42′同じ鹿児島県奄美市	111.05	100な	しＳＡＥ	8時から19時15分まで	平成27年10月15日	薬師南ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第一項の表仲筋ＶＯＲの項を削り、同表多良間ＶＯＲの項中「平成27年５月28日から供用再開」を「平成27年９月16日まで供用休止」に改める。

第三項の表稚内ＩＬＳの項中「080°」を「079°」に改め、同表松山ＩＬＳの項中「松山空港及びその周辺」を「松山空港内」に、「136°」を「139°」に改め、同表奄美ＩＬＳの項中「奄美空港及びその周辺」を「奄美空港内」に、「平成14年12月14日から供用再開」を「平成27年10月15日から平成28年２月３日まで供用休止」に改める。

第四項の表笠利ＤＭＥの項中「平成12年９月７日から供用再開」を「平成27年10月15日から平成28年２月３日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

薬師（南上欄に同じ）	上欄にＮ28°26′Ｅ129°42′鹿児島県奄美市	1,134	1.0な	しＳＡＥ	8時から19時30分まで	平成27年10月15日	薬師南ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第四項の表仲筋ＤＭＥの項を削り、同表多良間ＤＭＥの項中「平成27年５月28日から平成27年９月16日まで供用休止」を「平成27年９月17日から供用再開」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第一項の表笠利ＶＯＲの項の改正規定、同表薬南ＶＯＲの項を加える改正規定、第三項の表稚内ＩＬＳの項、松山ＩＬＳの項及び奄美ＩＬＳの項並びに第四項の表笠利ＤＭＥの項の改正規定並びに同表薬南ＤＭＥの項を加える改正規定は、同年十月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千四号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区

三　変更した事項（変更前の事項については、平成二十七年国土交通省告示第八百七十八号及び第九百五十二号を参照）

イ　誘導路

延長　四万三千九百七十五メートル

ロ　エプロン

面積　二百七十四万千百十九平方メートル

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十七年十月十五日

○国土交通省告示第千五号

天草飛行場の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年九月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　熊本県　熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

二　空港の名称及び位置　天草飛行場　熊本県天草市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成十二年運輸省告示第四十号を参照）

イ　設置者の住所　熊本県熊本市中央区水前寺六丁目十八番一号

ロ　滑走路

強度　単車輪荷重七・四トン

四　変更した事項に係る施設の供用開始期日　平成二十七年十月十五日

○国土交通省告示第千六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項及び第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の八の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十二年九月二十八日」を「平成二十七年九月九日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十二年九月三十日」を「指定をした日」に改め、同表の十一の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項指定をした日欄「平成二十四年五月十一日」を「平成二十七年九月九日」に改め、同表の十二の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項業務区域欄中「山梨県」を「新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十四年八月二十日」を「平成二十七年九月九日」に改め、同表の十五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「八重洲二丁目四番六号」を「京橋二丁目八番七号」に改め、同表の十八の項指定の区分欄中「第一号、第二号、第三号、第四号、第五号、第六号、第七号、第八号及び第九号から第十四号まで」を「各号」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十五年三月一日」を「平成二十七年九月九日」に改める。

○国土交通省告示第千七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第六百九十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の二の項業務区域欄中「茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県及び山梨県の全域」を「福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、大分県、熊本県及び沖縄県の全域（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十七年六月一日」を「平成二十七年九月九日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十九年五月十七日」を「五年間」に改め、同表の三の項業務区域欄中「北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都及び神奈川県の全域」を「日本全域（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十九年五月十七日」を「五年間」に改め、同表の四の項業務区域欄中「北海道、青森県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、神奈川県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県及び高知県の全域」を「日本全域（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十七年六月一日」を「平成二十七年九月九日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十九年五月十七日」を「五年間」に改め、同表の十四の項業務区域欄中「東京都及び神奈川県の全域」を「千葉県、東京都及び神奈川県の全域（ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る。）」に改め、同項指定をした日欄中「平成二十七年六月一日」を「平成二十七年九月九日」に改め、同項指定の有効期間欄中「平成二十九年九月二十四日」を「五年間」に改める。